

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2012

月刊

中小企業レポート

7

No.428

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

「水」が燃える?地球にやさしい新エネルギー
地中熱を利用した冷暖房システム
自然エネルギーを活用した事例



けんしんのATMサービス **3**大メリット

ATMで
お引出し手数料を
支払っている

けんしんは
0円!

けんしんのATM

夜間・土日
祝日も

**ATMお引出し手数料
いつでも無料**

けんしんのATMで、けんしんのカードをご利用いただくと、平日はもちろん、夜間・土日・祝日も、「お引出し手数料」が「無料」です。
※共同ATMはお引出し手数料が必要となる場合がございます。

ATMが遠い

コンビニで
便利!

セブン銀行ATM・ローソンATM [県内]

コンビニATM 時間帯無料

ご入金・お引出し手数料が、時間帯により「無料」です。

セブン銀行ATM		ローソンATM [県内]	
ご入金・お引出し手数料無料時間帯		お引出し手数料無料時間帯	
平日	8:45～18:00	平日	8:45～18:00
土曜日	9:00～14:00	土曜日	9:00～14:00

※上記時間帯以外のご入金・お引出し手数料がかかります。※「手のひら口座」はご利用いただけません。

ATMが
閉まってしまった

けんしんで
安心!

本店営業部・若里支店・須坂支店・上田支店

ATM24時間営業

 早朝・夜間のご利用  日中のご利用

●「けんしんのカード」をお持ちのお客様のみご利用いただけます。●お引出し・残高照会・お振替・通帳記帳/繰越がご利用いただけます。●お引出し金額は20万円まで。(ただし、1日のご利用限度額の範囲内となります)●早朝・夜間も、お引出し手数料は無料です。

●通常通りご利用いただけます。

週1回、メンテナンスのためご利用いただけない時間帯がございます。

◎ご利用いただけない時間帯 / 日曜日22:00～月曜日8:00 (月曜日が休日の場合9:00)

◎詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 **けんしん**

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2012

7

No.428

-
- 2 **特集**
自然エネルギーを活用した事例
-
- 6 **中央会インフォメーション**
-
- 8 **ビジネスの視点**
継続は価値なり ～その1～
-
- 9 **労務管理のポイント**
“労働者”とは
-
- 10 **税務会計Q&A**
事業分量配当を行う場合の留意点
-
- 14 **元気な商店街**
～県内の朝市～
-

信州打刃物

今から約450年前川中島合戦の時、この地を往来した刃匠が
武器刀剣類の修理をし、郷人がこれによって鍛冶の技を習得し
たのが始まりと言われています。

信州鎌の特色は、強じん、永切れ、使いよさにこだわり、常
に技術の練磨、品質の向上に努め、信州の特産として全国の皆
様にご愛用いただいています。

自然エネルギーを 活用した事例

「水」が燃える?! 地球にやさしい新エネルギー

近年、自動車の普及に伴い自動車が排出するガスの環境への影響が問題となり、企業が削減に取り組み、ハイブリッド自動車や低燃費自動車など次世代自動車と呼ばれる「環境に優しい自動車」が増えてきています。

しかし、次世代自動車の生産台数は10.4% (2011年経済産業省統計調査より) に止まり、現行の自動車が多数を占めているのが現状です。

長野エポック株式会社では、自動車のエンジン内から環境に優しい自動車を目指して、水素酸素発生装置を用いたカーボン除去サービスに取り組んでいます。

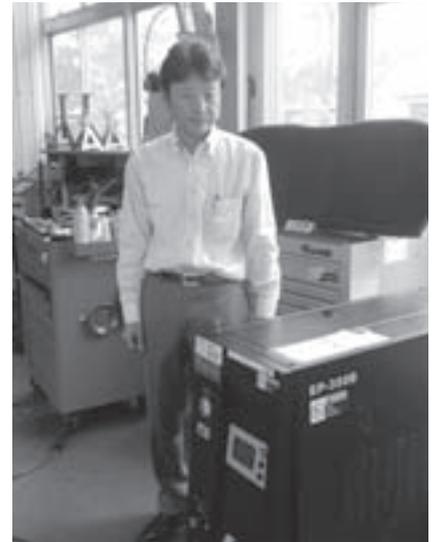
水素酸素発生装置とは、水 (H₂O) を化学分解させた際に発生する水素と酸素を燃料として燃焼させるシステムで、従来の石油燃料のように燃焼させても二酸化炭素を発生させないため、環境に優しく安



施工前のピストン上部

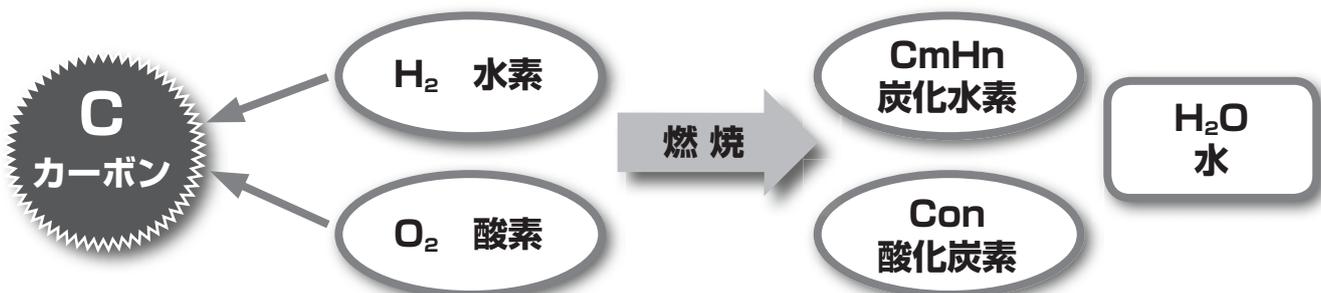
全な燃料として注目されています。

「エコカーや低燃費自動車も長い間使用していると、エンジンにカーボンと呼ばれる汚れが溜まっていき、エンジン性能の低下(燃費低下、



カーボン除去クリーナーと次長 浅倉秀夫

排ガスの増加、ノッキング現象等) を引き起こします。カーボンを定期的に除去してあげることで、新車時の80%ぐらいまでエンジンの性能を引き上げることができます。カーボン除去を行ったお客様にアンケートを実施した結果、83%が燃費が良くなった、アクセルが軽くなった等の回答がありました。」と近藤邦夫専務取締役は話されていました。従来のケミカル製品を使ったカーボン除



水素と酸素がカーボンをやわらかく変化させる

去とは違い、水素酸素発生装置はエンジン部品を腐食させることもなく、使用後は水に戻るので、環境に優しい装置と言えます。

株式会社長野ダイハツモーターズとファーレン長野株式会社では、この技術に着目し、県内19拠点のサービス工場すべてにカーボン除去装置を導入しサービスの向上に努めています。また、水素酸素発生装置を利用したコーヒー湯沸かし器も設置しました。水素と酸素を燃焼させる炎は2,800℃と高温になり、サイフォンで短時間に抽出されるコーヒーはエスプレッソ風になり、来場者を楽しませています。

使用する分だけしか水素と酸素を発生させず、石油燃料のように二酸化炭素等を発生させることのない水素酸素発生装置は、台湾をはじめ、シンガポール、アメリカ、ブラジルなど世界各地で注目されている技術です。水が燃える際に

発生する高温・高熱を利用したコンロなど、水素酸素発生装置の利点を生かした新製品が今後は増えてくるものと予想されます。



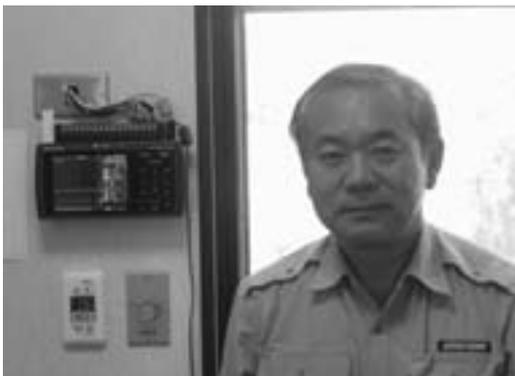
ショールームに設置されている
コーヒー湯沸かし器

地中熱を利用した冷暖房システム

地中熱とは

地中熱とは、わたしたちの足もとにある自然エネルギーです。温度変化の小さい地中を利用して野菜を保存する^{むろ}室は、昔からよく利用されてきました。深さ10mくらいのところの地温は、年平均気温にほぼ等しくなっています。

四季のあるわが国では、冬と夏に地上と地中



小宮山社長と地中熱ポンプ

との間で10℃から15℃もの温度差が生じています。冬は暖かく、夏は冷たいという温度差に着目した、安定かつ何時でも利用できる自然エネルギーです。

地中熱利用例

2012年5月に開業した東京スカイツリーは、地域冷暖房システム(DHC)を採用しています。DHCとは1カ所または複数のプラントで冷水、温水等を作り、導管を通して地域



東京スカイツリー

内の建物の冷暖房や給湯を行うシステムで、省エネ・CO₂削減・ヒートアイランド抑制・防災性向上に優れています。DHCに使用される熱源として、国内DHCで初の地中熱利用システムが導入されています。

北佐久郡立科町にある株式会社小宮山土木では、昨年11月より実証試験を兼ねて社屋の冷暖房の一部に地中熱を使用しています。地中に埋設された配管の中を不凍液で循環させ、汲み上げた熱をヒートポンプで必要な温度領域に変換する「クローズドループ方式」を用いたヒートポンプシステムで、エネルギー削減効果は40%ほどと見込まれています。

「ヒートポンプシステムは、空気を汚さず、一定の温度管理を要求される建物（病院や介護施設等）に向いており、メンテナンスもほぼ不要であるため、普及台数が増えてくれば地球温暖化抑制にも役立つ。」と同社代表取締役 小宮山尚明氏は話されていました。



地中熱交換器

アンテナショップとのコラボ

また、株式会社小宮山土木では、国道124号線沿いにある「たてしなップル（北佐久郡立科町）」とコラボして電気自動車（EV）の充電サービスを行っています。

充電中に「たてしなップル」で立科町特産のりんごを使ったジュースや軽食なども利用でき、



EV充電器



最近は充電器を利用する人が増えてきました。今年4月、発電場所および需要場所についての特別措置（電気自動車専用急速充電設備）が経済産業大臣より認可されたのを機に、コンビニエンスストア敷地内にもEV充電設備を設置することが可能になったため、県内でもこれから電気自動車の充電サービスが増加すると思われます。しかし、電気料金の徴収基準が緩和される訳ではないため、設置事業者の負担は重く、設置時の補助金以外にもEV充電器を普及促進させる方法が必要と思われます。



本社社屋

民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業について（案） （グリーンニューディール基金事業）

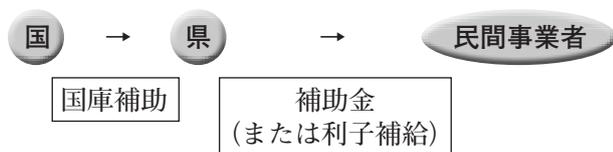
長野県温暖化対策課

1 事業の概要

非常時の避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を、国から交付される補助金（グリーンニューディール基金）を活用し、補助金を交付する。

事業期間は平成24年度～平成28年度の5年間。

2 実施主体



3 対象事業

地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となりえる施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業。

4 補助率

対象経費の1/3

但し、被災地方公共団体（栄村、野沢温泉村）内

※今後の詳細については、9月県議会を経て、正式な募集を行う予定のため詳しくはHP等でご確認ください。

での事業については対象経費の1/2。

固定価格買取制度による売電を行う場合には利子補給のみ。

5 補助対象となる内容

(1) 対象設備

- ①太陽光 ②風力 ③小水力 ④地中熱
- ⑤廃熱や地熱等 ⑥バイオマス
- ⑦その他（太陽熱、雪氷熱等）

(2) 対象施設（防災拠点または災害時の都市機能維持に必要な施設に限る）

- ①医療施設、②公共交通機関の施設（駅舎等）、③大学、④宿泊等施設（ただし、災害時等に避難所等になり得るものに限る。⑤、⑥も同様）、⑤コンビニエンスストア、⑥福祉避難所

(3) 買取制度との関係

補助金を活用して導入し、発電した電気は専ら自家消費に限る。買取制度による売電をする場合には利子補給によるもののみ。ただし、余剰電力の逆潮は対象として差し支えない。

6 その他

技術開発や実証事業は対象外。

自然エネルギー普及促進のための総合特区申請に向けた取組

地域活性化総合特区を活用して自然エネルギーを加速的に普及促進する事業を創出するため、県民から幅広く提案を募集中。

また、庁内関係部局及び関係機関で構成する検討部会を設置し、官民協働による具体的な事業化を検討。

1 提案募集について

(1) 募集内容

自然エネルギーの普及とあわせて地域経済活性化に資するような先進的かつ具体的事業を進めるに当たって障壁となっている規制等。

(2) 募集方法

指定様式へ記入していただき、専用メールアドレスにより募集。（～7月31日）

(3) 提案の取扱いについて

提案については、検討部会の中で検討材料として活用していくとともに、先進的かつ普及性のある案件については総合特区申請の中に盛り込むことを想定。

2 総合特区検討について

○検討部会構成（5部会）

太陽光部会、小水力部会、木質バイオマス部会、ファイナンス部会、新しい公共部会。

以上詳細は、県ホームページを参照。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/ondanka/sougoutokku/tokku-bukai.htm>

参加
無料

新卒者の採用を予定する 中小企業を募集中です！

長野県中小企業団体中央会（以下「中央会」）は県内中小企業の将来を担う人材確保等のための事業を県内6大学等と連携して実施しています。日常的な顔の見える関係づくりから、中小企業と新卒者等のマッチング、人材育成・定着までを一体的に行います。中小企業の将来を担う若手人材を恒常的かつ円滑に確保でき、地域において自律的に回る仕組みを構築することが目的です。

連携大学等就職面接会に参加しませんか。

諏訪東京理科大学を除きまだ間に合いますので**至急**お問い合わせください。

連携大学等合同就職面接会日程一覧（開催日順）

連携大学等名称	開催日時	会場
諏訪東京理科大学	平成24年7月10日（火）14:00～16:30	学内施設
信州大学工学部	平成24年7月20日（金）14:00～17:00	学内SASTec 3F
松本大学	平成24年7月25日（水）14:00～16:30	学内施設
長野平青学園	平成24年7月30日（月）14:00～16:30	アークスホール
長野大学	平成24年8月8日(水) 14:00～16:30	長野大学 学内施設
長野県工科短期大学校		

- 連携大学等の最終学年生が参加します。
- 参加中小企業ごとブースを設営します。出展費用は無料です。
- 参加登録用紙を中央会のホームページからダウンロード（または中央会の本部・事務所に連絡して参加登録用紙を入手）してFAX・メール等で担当までお送りください。

インターンシップの受入企業も募集中です

連携大学等の学生をインターンシップとして受入れたい場合もお問い合わせください。中央会がインターンシップを仲介します。

□新人研修を実施しました

6月21日（木）に松本市で、翌6月22日（金）に長野市で定着支援のための新人研修を実施し、コミュニケーション力向上とメンタルヘルスケアについて学んでいただきました。それぞれ24人、50人が参加しました。



松本会場



長野会場

【問い合わせ／お申込み先】 長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

長野労働局委託

「希望者全員65歳雇用確保達成事業」のご紹介

長野県中小企業団体中央会では年金制度改革により厚生年金の定額部分の支給開始年齢が平成25年度から65歳に、報酬比例部分も25年度から61歳と支給開始年齢が段階的に引き上げられることにより、無年金・無収入に陥る人が出てくる可能性があるため、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及促進を図っております。

【事業内容】

- ※周知・啓発事業（通年にわたり企業等を訪問しての巡回相談）
- ※組合・企業等からの電話等に対する相談事業（通年にわたり実施）
- ※「希望者全員が65歳まで働ける制度周知・啓発セミナー」の開催

（9月より県下各地で延べ16回開催予定）

◎セミナー内容（事例を中心とした内容を予定）

- ・職務内容の見直し
- ・処遇面等人事管理面の見直し
- ・賃金・退職金制度の見直し 等

※専門家（社会保険労務士等）による個別企業のフォローアップ支援 **（無料）**



【問い合わせ先】 長野県中小企業団体中央会 担当／北村、石崎
〒380-0936 長野市岡田131-10 長野県中小企業会館4F
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184



継続は価値なり ～その1～

中小企業診断士／金丸修一

団塊の世代といわれる日本で一番人口の多い年代の方々が、今年から高齢者の仲間入りをしてくる。年金や社会保障、その財源問題はもちろんだが、企業にとっても消費構造の変化、技術や技能、ノウハウを持った労働者の減少と問題はつきないところである。それにもまして企業経営にとっての課題は、この年代の経営者自身の引退と事業承継が、これから10年くらいの間に行われなければならないのであるが、肝心な後継者がいないということである。どう承継させるかは重要なテーマであるが、誰が承継してくれるかはもっと喫緊な課題である。

昨年こんな相談を受けた。家族経営の小さな会社であるが、ニッチな市場を開拓し業績は好調、利益を計上し、税金もしっかり払っている。社長も人並み以上の報酬を得ているが、後継者がいないので知り合いの会社に営業権を譲りたいというのである。息子さんはおられるが、既に生活基盤ができた都会で安定した暮らしをしており、高額な報酬があるとはいえ、リスクを負ってまで会社を継ぐ気は毛頭ないとのことである。一般的に後継者難の理由としては、そもそも子供がいない、いてもこの会社のように継ぐ気が無い、あるいは継ぎたくても、厳しい経営環境のもとで会社を切り盛りして行けるだけの資質がないといったところだろうか。

さて、この会社の場合は私が営業権評価をし、それをたたき台として先方と交渉、最終的に営業権譲渡が成立したのであるが、そもそも営業権とは何なのであろうか。一般には、技術、ブランド、顧客や販路、信用力等法律上の権利ではないが、他社を上回る収益を稼得できる力となる事実関係のことである。もっと簡単にいってしまえば、その企業の「見えない強み」である。営業権は、事業を継続してはじめて価値がある。後継者が途絶え、事業をストップしてしまえばそこで価値も消滅する。価値を残し事業を継続させる手立てについては、次号でお話ししよう。



協同組合 開成総合研究所 理事

労務管理のポイント

“労働者”とは

通常、会社等の経営者、取締役、理事などの立場にある人は労働者ではなく、それ以外の従業員については労働者であるという認識ではないでしょうか。

では、プロスポーツ選手などはどうでしょうか。

プロ野球の場合では、労働組合・日本プロ野球選手会が存在します。年棒で何億も稼ぐ選手が労働者？と思う方もいるでしょう。

日本では「労働者」を定義する基本となる法律は二つあります。労働基準法と労働組合法です。ところが、この二つの法律、「労働者」に対する定義付けで若干異なっています。

[労基法] …… 「労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」

[労組法] …… 「労働者とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。」

以上のように「労組法」の方が労働者の範囲を広くとっており、経済的依存性の有無が中心的な判断基準となっています。

このため、労基法上は労働者ではないけれども、労組法上は労働者であると認められる人々がいることになります。日本のプロ野球選手の場合、一軍の選手は労基法上では労働者とは認められていないようですが、労組法上では労働者であると認められています。(何か曖昧ですね。)

また、労基法上の労働者と認められない場合には、最低賃金法や労災保険法の適用もないこととなります。

プロスポーツ選手も様々な種類があり、締結している契約形式により労基法上でも労働者と認められることもあるでしょうが、一般的な、労基法としての判断基準は、

- ① 仕事の依頼について諾否の自由があるか
- ② 働く場所や時間が自由に決められるか
- ③ 仕事の内容とそのやり方について指揮命令を受けているか
- ④ 仕事に対する報酬が賃金として考えられるかどうか

などとなっており、各種スポーツ選手や芸能人なども契約の仕方により、労働者となる場合とならない場合があるようです。

一方、我々の身近な問題としては、

- ・会社には毎日出勤するものの給料は完全歩合給である（固定的な賃金がない）
- ・集金だけを委託している
- ・工事を受注して、毎日のように同じ職人さんに手伝いを依頼している
- ・家族や親戚の人に、忙しい時だけ手伝ってもらう

などのケースでも、その実態により、労働者と認められる場合と認められない場合が出てきます。

心当たりのある場合、事故の発生や、解雇等のトラブルで裁判になった場合に備えて、契約内容や労働実態を見直してみましょう。

クサマ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 草間 秀明



税務会計 Q&A

朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

事業分量配当を行う場合の留意点



【質問事項】

当組合では、今期、事業分量配当を実施したいと考えていますが、組合保有の固定資産の売却損が計上されたため、予定する事業分量配当額が組合全体の当期利益を超える予定です。このため、前期繰越剰余金を充当し、予定する事業分量配当を行おうと考えています。この場合の税法上の取り扱いについて説明してください。



【回答事項】

1. 組合法上の取り扱い

事業分量配当については、中小企業等協同組合法第59条（以下「法第59条」とします。）に以下のとおり定められています。

- (1) 組合は、損失をてん補し、利益準備金及び教育情報繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。
- (2) 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年1割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

したがって、法第59条に定める要件を満たしている限り、組合法上はご質問のとおり配当を行って差し支えありません。

2. 法人税法上の取り扱い

(1) 原則的取り扱い

法人税法上、協同組合等が各事業年度において支出する次の金額は、確定申告書の別表4の減算項目に記載することを要件として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。

- ①その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱ったものの数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額
- ②その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

(2) 協同組合の当期純利益を超えて事業分量配当を行った場合

事業分量配当が損金の額に算入されるためには、上記①又は②の要件を満たすことが必要となりますが、事業分量配当は、当期の剰余金の割戻しの性格を有するものですから、「事業分量配当を行おうとする事業の当期利益の額」を基とし、かつ、「当期純利益の金額」を限度とすることが相当と考えられます。

したがって、事業分量配当の対象となる剰余金とは、具体的には下記Aの金額をいいますが、固定資産の売却損等によりBの金額がAの金額を下回る場合には、Bの金額が限度となります。

A…事業分量配当を行う事業の当期利益の額（経常利益の額）

B…協同組合等における当期の剰余金の額（当期純利益）

なお、Bを超える事業分量配当を行った場合には、事業分量配当を行った額のうち、Bに達するまでの額が、法人税法上損金に算入され、Bを超える額については、法人税法上損金不算入となります。

また、支払を受けた組合員の側では、支払を受けた額のうち、組合が分配した事業分量配当において組合の所得の計算上損金不算入となった額（当期純利益を超えて配当する額）の占める割合を乗じた額については、組合側で20%の源泉所得税を徴収する必要があります。

あなたの職場は、大丈夫？



「職場のパワーハラスメント」に悩む人が増えています。

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性^{*}を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。
(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

例えば、こんな行為

- 1 暴行・傷害（身体的な攻撃）
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- 3 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- 5 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- 6 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

- 働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為。
- これを受けた人だけでなく、周りの人、これを行った人、企業にとっても損失が大きい。

「これって、パワハラ？」と思ったら

まずは周りの人に相談しましょう。
周りの人と組織は、悩んでいる人を支えましょう。

悩んでいる方は、まずは、周りの人に相談してください。周りの人も、パワーハラスメントを受けている人がいたら、孤立させずに声をかけてください。

また、企業や労働組合などの組織は、一人ひとりがこの問題に向き合い、互いに支え合えるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組んでください。

周りの人や組織の具体的な取組については、円卓会議が取りまとめた「提言」で紹介しています。

パワーハラスメント 厚生労働省

検索

個別のご相談は、都道府県労働局、労働基準監督署等の総合労働相談コーナーでも受け付けています。

7月1日から「改正育児・介護休業法」全面施行!! 従業員数100人以下の事業主も就業規則などの変更が必要です

従業員数100人以下の事業主は、これまで短時間勤務制度などの適用が猶予されていましたが、今年7月1日からは、全ての企業が対象となります。新たに対象となる企業はあらかじめ就業規則などに制度を定め、従業員に周知してください。就業規則などへの規定が済んでいない場合には、早急に対応していただきますようお願いいたします。

4、5、6の制度が平成24年7月1日から従業員数100人以下の事業主にも新たに適用になりました。

1 育児休業制度

労働者(日々雇用される者を除く。以下同じ。)は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで)、育児休業をすることができる。

※育児休業については、次のいずれにも該当する有期契約労働者も対象

- ① 同一の事業所に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く)

2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができる。

※介護休業についても同様の考え方で有期契約労働者も対象

3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、また予防接種・健康診断を受けさせるために休暇を取得することができる。

4 介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる。

5 短時間勤務等の措置

《育児の場合》事業主は、3歳未満の子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする措置)を講じなければならない。

《介護の場合》事業主は、常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で介護休業をしていないものについて、次のいずれかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ繰り下げ、介護費用の援助措置

6 所定外労働の免除

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

7 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

8 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、深夜において労働させてはならない。

※育児・介護休業制度の就業規則の規定例は、長野労働局HPよりダウンロードできます。

※詳しくは、長野労働局雇用均等室へお問い合わせください。

長野労働局雇用均等室 TEL 026-227-0125

〒380-8572 長野市中御所1-22-1



長野県信用保証協会の

省エネルギー・節電支援保証 「信州エコサポート」をご利用ください

省エネルギー対策・節電対策に取り組む中小企業の皆様を応援します。

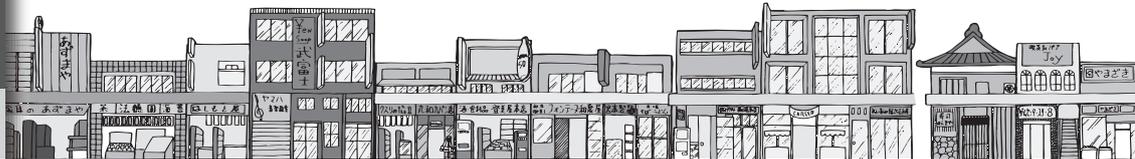
省エネルギー・節電支援保証（信州エコサポート）概要

保証限度額	一企業 5,000万円以内
対象資金	次の設備の導入のために必要な資金（土地、建物の取得資金は除きます。） (1) 省エネルギー型設備 （省エネルギー型ボイラー、燃料電池設備などエネルギー対策保証の対象となる施設） (2) 省エネルギー型照明設備 （LED照明への切り替え、照明反射板の設置） (3) 非化石エネルギーを使用する設備 （太陽光発電設備、水力発電設備などエネルギー対策保証の対象となる施設） (4) 低公害車 ※営業車に限ります （ハイブリッド車、電気自動車、クリーンディーゼル車、一定の排出ガス基準または燃費基準を達成している自動車）
貸付形式	証書貸付
保証期間	10年以内（据置2年以内を含む）
返済方法	元金均等返済
信用保証料	お借入金額に対し年0.35%～1.80%
担保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
貸付利率	金融機関所定の利率

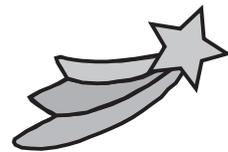
詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp



ザ・ぎんざ にぎわい市



長野銀座商店街

近年は、市街地近郊に大型店舗が出店して多くの商店街は苦戦を強いられている。また、高齢化に伴う買物弱者問題や中山間地農業の活性化など多くの問題が生じている。そのような中で長野銀座商店街振興組合と「ながのいのち」推進協議会（長野市農業公社と市内の生産グループ34団体加盟）が手をくみ、地産地消・安全・安心をテーマに5月から11月まで長野市TOiGO広場において、毎週火曜日午前11時から午後1時までの間、「ザ・ぎんざ にぎわい市」を開催しています。

今年で3年目を迎えるにぎわい市は、安くて新鮮な農産物を買うことができると評判になり、固定客も増えてきました。会場周辺は県庁・長野市役所にも近く、民間企業も数多く所在するため、農産物のほかに郷土食である「おやき」や、季節の野菜を使った煮物などお昼ご飯を買い求める姿も多く見受けられます。2トンワゴン車に稲穂と長野市の主要農産物が描かれているデザインで、中山間地の買物弱者対策として人気の「ひっぱりだこ」号（ながのいのち推進協議会の移動購買車）も毎回参加して、協議会の会員が生産する特別栽培米や野菜などの農産物・みそ・ジャム・おやき・菓子など加工品を販売しています。

毎年9月には、お客さまへの日ごろの感謝を込めた「拡大版にぎわい市」として、ながのいのち推進協議会会員のほか長野養護学校高等部農耕・園芸班の生徒たちが育てた農産物の直売コーナーなどが開かれ、11月には「感謝祭」として農産物とその加工品の販売のほか、去年は福引抽選会・信州大学交響楽団のミニコンサート・SBCラジオの公開生放送など多彩なイベントが行われました。



ザ・ぎんざ にぎわい市 11:00-13:00

**TOiGO広場（長野市問御所町1271-3）にて
毎週火曜日開催中！**

★拡大版 にぎわい市 9月23日（日）

★感謝祭 11月3日（土・文化の日）

お問合せ先：長野銀座商店街振興組合 TEL:026-228-2827

長野銀座地域の歩行者通行量は、約25,000人/月（平成23年7月長野市調査より）と多いことから、定期的に開催されるにぎわい市の需要は高まると期待されています。今回の取材にご協力いただいた長野銀座商店街振興組合 北沢英邑事務局長は、「これからも商店街と生産者の連携をより密にして、お客さま方に支持され・愛される『市』の確立を目指して活動していきたい。」と抱負を述べられた。



松本駅前通り商店街振興組合

～女将さんたちが支える農商連携とまちづくり～

松本駅前通り商店街振興組合（木内基裕理事長）では、女性部が中心となって5月から9月の毎月第2土曜日午前9時から午後1時までの間、野菜市を八十二銀行松本駅前支店広場で開いており、今年で16年目を迎えました。

松本農村女性協議会有志の皆さんと連携して、市内5地域の農家の女将さんたちに、農産物を提供していただくことで始まりました。店先には、朝採りされた新鮮でおいしい野菜のほか、根曲がり竹やキノコなど季節の山菜、農家の女将さんたちの手づくりおやきや漬物など農産物加工品が安価で並んでいます。特に、地野菜として有名な島立のキュウリやトマト、昼夜の気温差を生かして生産されたブドウ、イチゴ、リンゴなど地元ブランド野菜は人気があります。



野菜市の会場は、JR松本駅前にあるため、観光客も立ち寄ることが多く、主婦に交じり出張帰りと思われるスーツ姿の男性や外国人も見受けられ、土産物として農産物を買求める姿も多くみられます。時々、「野菜市で買った野菜の味が忘れられない。野菜を送ってもらえないだろうか。」と連絡をくれる観光客もいると聞きました。「今日まで長い間継続できているのは、農家の女将さんたちの協力があったからで、今では親戚のようにお付き合いする仲になっています。」と村田絹子女性部部長は女将さんたちへの感謝を込めて話されていました。

野菜市は、毎年11月3日が最終日となりますが、この日は商店街の女性部員のほか、農産物を提供していただいている農家の女将さんたちも加わって、一段とにぎやかな野菜市になります。「女性のパワーで商店街を活気づけよう！」と立ち上がった8人の女性部員で始まった野菜市は、地域から愛される野菜市に立派に成長しました。これからも女性パワーの連携でますます発展していくと思われ、将来が楽しみです。



中小企業経営者の皆様へ

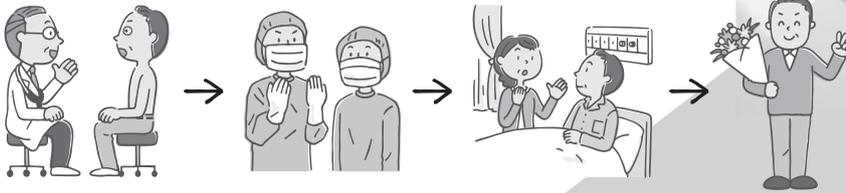
大きな安心をお届けします。

医療共済

月々**2,400**円で
病気・ケガによる入院補償
1日**7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

傷害共済
A型の場合

ケガによる24時間補償

月々**2,200**円の掛金で
通院1日 **3,000**円
入院1日 **10,000**円
死亡 **1,000**万円

中小企業の絆きずな絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

ハローキョーサイ
☎0120-86-9431

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

阿部知事との意見交換会の開催について

～中央会正副会長・正副支部長ほかと合同会議～

1. 日 時 平成24年8月1日（水）午後3時より
2. 場 所 「ホテルメトロポリタン長野」
3. 内 容 (1) 研修会（午後3時～3時50分）
テーマ「長野県の観光振興について」
講 師 信州・長野県観光協会 専務理事 塚田 英雄 様
(2) 知事との意見交換会（午後4時～5時20分）
内 容 ①会長挨拶・知事挨拶
②意見交換会（各支部等からの提案・要望ほか）
(3) 交流・懇談会（午後5時30分より）

夏の交通安全やまびこ運動

期 間 平成24年7月19日（木）～7月25日（水）

スローガン（長野県交通安全運動推進計画年間スローガン）

信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい

- 運動の重点
- 高齢者の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - 飲酒運転の根絶

※県下一斉街頭活動日：7月19日（木）

（効果的な活動となるように、皆様のご協力をお願いします。）



心の健康づくりフォーラムを開催します。

日 時 平成24年8月3日（金）
講演会 午後 1:30～3:30
会 場 長野県長野合同庁舎501～503会議室
演 題 職場におけるメンタルヘルス対応
～具体例による相談対応方法とその後の対処について～
講 師 小野幸子先生
(社) 日本産業カウンセラー協会認定 産業カウンセラー
【申し込み先】：長野県北信労政事務所
(電話) 026-234-9532 FAX 026-234-9569

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2012

7

No.428

第428号 平成24年7月10日発行
購読料年間 3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)